

御意見の内容	御意見に対する対応
<p><b>(「進行管理表の概要等」について)</b>                      ・「1 概要」の2段落目「～「消費者教育推進計画」として位置づけることとし、その～」の「～て位置づけることとし、その」は不要ではないか。                      ・また、3(5)の2行目「～負荷を与えていることがあります」は「与えています」でよいのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり対応いたします。</p>
<p><b>(体系図について)</b>                      「5 人や社会、環境に配慮した消費活動の推進」の「エシカル消費の推進」について、他の施策と位置づけが違うように見えるので、(1)とつけたほうがよいのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり対応いたします。</p>
<p><b>(具体の施策の内容について)</b>                      「1(1)ア 消費生活用製品の安全性の確保」の取組内容について、「乳児用ベッドや家庭用圧力鍋など」という具体例は他の施策の取組内容には書かれていないことから、もっと大きなくりで書き始めたほうがよいのではないか。</p>	<p>消費生活用製品安全法では、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」として定めていることから、表記については、「特定製品(乳幼児用ベッドや家庭用圧力なべ等)」とすることといたします。(下線部は、政令の表記に合わせて修正いたします)</p>
<p><b>(施策の内容について)</b>                      消費者と共創・協働して社会価値を向上させる「消費者志向経営」を施策に加えてはどうか。                      事業者が自ら消費者志向経営を行うことで消費者被害の減少につながっていくものと考えられる。</p>	<p>・消費者志向経営の推進は、消費者被害の減少や持続可能な社会づくりに資する重要なものといえるため、新たに主要施策に項目を追加することといたします。</p> <p>&lt;場所&gt;                      1 安全・安心な消費生活の確保                      (4)消費者志向経営の推進                      5 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進                      (1)エシカル消費の推進                      オ 消費者志向経営の推進(再掲)</p> <p>&lt;取組内容&gt;                      消費者と共創・協働して社会価値を向上させる「消費者志向経営」を推進するため、事業者と消費者、行政等が連携した取組を行います。</p>
<p><b>(施策の内容について)</b>                      ・カタカナ表記のうち、日本語で表せる部分は日本語表記としてはどうか。</p>	<p>・「いばらきくらしのセミナー」のように、固有の名称についてはカタカナ表記で了承いただきたいと存じます。</p> <p>・「高度で専門的な相談への対応」中、「デジタル・インターネット」の表記については、両者を包含するものとして「情報通信サービス」の文言といたします。</p>
<p><b>(事業者指導について)</b>                      ・事業者指導については、関係部局・関係機関と連携し、対応を強化してほしい。                      ・聴取だけでも抑止力があるので、迅速な対応をお願いしたい。                      ・景品表示法には数値目標を設定しないのか。</p>	<p>・特商法などの事業者指導については、引き続き、警察等関係機関と連携しながら適切な対応を行ってまいります。</p> <p>・景品表示法に係る数値目標の設定については、違反の疑いがある事案を把握した場合に対応するという性質上、指導件数等を目標にあげることは難しいところです。                      そこで、例えば「事案を把握した際に、翌日までに状況を確認する」「〇日以内に事業者に聴き取りを行う」などのようにスピード感を持って業務に取組み、被害拡大防止に取り組んでまいりたいと思います。</p>
<p><b>(情報発信、普及啓発関係)</b>                      ・特に高齢者について、手に入りやすい情報発信のあり方を考えてほしい。                      ・ポイントを絞った啓発など、PRの仕方を工夫してほしい。                      ・メールマガジンの分量が長すぎると感じる。工夫が必要ではないか。</p>	<p>・情報発信につきましては、必要な情報が必要とする方に届くよう、媒体や手段について検討しながら取り組んでまいります。                      また、普及啓発についても、受け手が理解しやすい量や内容にするなど、工夫してまいります。</p> <p>・メールマガジンについては、受け手が読みやすく、役に立つ情報を届けられるよう、改善してまいります。</p>

御意見の内容	御意見に対する対応
<p><b>(オンライン化について)</b>  ・特に若者について、電話番号を入力するのではなく、QRコードを読み込んでつながるような仕組みはできないか。  ・オンライン相談や研修、会議などの実施にあたり、一般県民が使いやすいツールを整えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシにQRコードを掲載するなど、若者がアクセスしやすい仕組みを取り入れてまいります。</li> <li>・オンライン化への対応については、県民の利便性向上のため、できることから取り組んでまいります。</li> </ul>
<p><b>(見守り活動について)</b>  ・地域の高齢者など、弱者への対応について、関係課とも連携し、見守りをお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、関係課と情報共有しながら見守り活動を推進してまいります。</li> </ul>
<p><b>(出前講座について)</b>  ・消費者教育講師の中には、例えばSNSなどの実態が分かっているのか疑問に思う方もいる。講座内容の質も考えていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育講師向けの研修を行うなどし、よりよい講座の実施に努めてまいります。</li> <li>・また、県では、インターネットの危険性などについて講座を行う「茨城県メディア教育指導員」の派遣も行っていますので、講座の目的に応じて御活用いただきたいと思います。</li> </ul>
<p><b>(相談員の処遇等について)</b>  ・クレマー対応等で疲弊する相談員を守るような体制づくりが必要ではないか。  ・相談体制の充実と相談員の処遇改善をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費相談業務に係る理解を深めるため、市町村行政職員の研修参加を推進してまいります。</li> <li>・相談員の処遇については、会計年度任用職員制度になったことにより一定の改善が図られましたが、引き続き検討してまいります。</li> </ul>
<p><b>(指標の内容について)</b>  ・「エンカル消費の認知度」は、あと数年すると当たり前で認識されてくると思うので、認知度ではなく「取組度」など、別な指標のほうがよいのではないか。  ・情報発信の回数について、その反応が測れる指標があるとよいのだが。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の内容は、社会状況の変化に合わせて、適時見直しを行ってまいります。</li> <li>・情報発信の反応を測る指標としては、「いばらき消費生活なび」HPのアクセス数を設定しておりますが、様々な媒体を通して情報を発信している、ということを示す指標として、発信回数を新規に設定しております。</li> </ul>